

## 独立行政法人国立大学財務・経営センター役員退職手当規則

平成16年 4月 1日  
制 定  
平成27年 4月 1日  
最 終 改 正

### (目的)

第1条 この規則は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第50条の2に基づき、独立行政法人国立大学財務・経営センターの理事長、理事及び監事（以下「役員」という。ただし、非常勤の役員を除く。）が退職（死亡及び解任された場合を含む。以下同じ。）した場合の退職手当に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (退職手当の額)

第2条 退職手当の額は、在職期間1月につき、退職の日におけるその者の俸給月額に100分の10.875の割合を乗じて得た額に文部科学大臣が0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じて得た額とする。ただし、第4条第1項及び第7条後段の規定により引き続き在職したものとみなされた者の退職手当の額は、異なる役職ごとの在職期間（以下「役職別期間」という。）1月につき、退職の日における当該異なる役職ごとの俸給月額に100分の10.875の割合を乗じて得たそれぞれの額に文部科学大臣が0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じて得た額の合計額とする。

### (在職期間の計算)

第3条 在職期間及び役職別期間の月数の計算については、任命の日から起算して暦にしたがって計算するものとし、1月に満たない端数（以下「端数」という。）を生じたときは1月と計算するものとする。

- 2 前条ただし書の規定による場合において、役職別期間の合計月数が前項の規定により計算した在职期間の月数をこえるときは、役職別期間のうち端数の少ない在职月数から当該超える月数に達するまで順次1月を減ずるものとし、この場合において、端数が等しいときは、後の役職別期間の在职月数から同様に1月を減ずるものとする。
- 3 前2項の規定による在職期間のうち、心身故障のため、長期の休養を要する場合又は刑事事件に関し起訴された場合における休職（業務上の疾病による休職及び通勤による傷病による休職等を除く。）その他これらに準ずる事由により現実に職務をとることを要しない期間がある月（現実に職務をとることを要する日のあった月を除く。）があったときは、その月数の2分の1に相当する月数を前2項の規定により計算した在职期間から除算する。

### (国家公務員として在職した後引き続き役員となった者に対する退職手当に係る特例)

第4条 役員のうち、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号。以下「退職手当法」という。）第2条第1項に規定する職員をいう。以下同じ。）となるため退職をし、かつ、引き続き国家公務員として在職した後引き続き再び役員となった者の在職期間の計算については、先の役員としての在職期間の始期から後の役員としての在職期間の終期までの期間は、役員として引き続きいた在職期間とみなす。この場合において、国家公務員として在職した期間の第2条ただし書きの適用にかかる俸給月額については、当該期間の役職等を勘案し、理事長が別に定める。

- 2 国家公務員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ役員となるため退職し、かつ、引き続き役員となった場合におけるその者の役員としての在職期間には、その者の国家公務員としての引き続きいた在職期間を含むものとする。
- 3 役員が第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続き国家公務員となった場合又は前項の規定に該当する役員が退職し、かつ、引き続き国家公務員となった場合においては、この規則による

退職手当は支給しない。

- 4 第2項の規定に該当する役員（前項に該当する者を除く。）が退職した場合の退職手当の額については、第2条の規定にかかわらず、当該退職の日に国家公務員に復帰し国家公務員として退職したと仮定した場合の、第2項の役員としての在職期間（国家公務員として引き続いた在職期間を含む。）を退職手当法第7条に規定する在職期間とみなし同法の規定を準用して計算した退職手当の額に相当する額とする。この場合における当該退職の日における俸給月額は、当該役員が第2項に規定する役員となるため国家公務員を退職した日における国家公務員としての俸給月額を基礎として、当該役員としての在職期間等を勘案し、理事長が別に定める。

（職員との在職期間の通算）

- 第5条 役員が、引き続いて職員（常時勤務に服することを要しない者を除く。以下同じ。）となったときは、この規則による退職手当は、支給しない。
- 2 役員が、引き続いて職員から役員となった場合におけるその者の役員としての引き続いた在職期間には、その者の引き続いた職員としての在職期間を含むものとする。

（職員の在職期間を有する役員の退職手当の額の特例）

- 第6条 前条第2項の役員が退職した場合の退職手当の額は、第2条にかかわらず、役員退職時の俸給月額に、役員としての引き続いた在職期間を独立行政法人国立大学財務・経営センター職員退職手当規則（以下「職員退職手当規則」という。）第7条に規定する在職期間とみなし、同規則の規定により算出した支給率を乗じて得た額とする。
- 2 前項の役員に対する退職手当の額については、役員としての在職期間におけるその者の業績に応じ、これを増額し、又は減額することができる。

（再任等の場合の取扱い）

- 第7条 役員が任期満了の日又はその翌日において再び同一の役職の役員に任命されたときは、その者の退職手当の支給については、引き続き在職したものとみなす。任期満了の日以前又はその翌日において役職を異にする役員に任命されたときも同様とする。

（退職手当の支給）

- 第8条 退職手当は、法令によりその退職手当から控除すべき額を控除し、その残額を業績勘案率が決定した日以降遅滞なく直接本人に、本人が死亡したときは、その遺族に支給する。
- 2 前項の規定にかかわらず、業績勘案率を1.0とし算出する退職手当の額以内の額（以下、この条において「暫定退職手当額」という。）を、役員の退職の日以後に支給することができる。
  - 3 前項の規定により暫定退職手当額が支給された場合は、当該暫定退職手当額は第1項の規定により支給する退職手当の額（以下、この項において「決定支給額」という。）の内払とみなし、業績勘案率が決定した日以後遅滞なく決定支給額と当該暫定退職手当額の差額を精算する。

（退職手当の返納等の取扱い）

- 第9条 退職手当の返納等の取扱いについては、職員に対する退職手当の取扱いの例に準ずるものとする。

（退職手当の支給制限）

- 第10条 役員が通則法第23条第2項第2号又は第3項の規定に該当し解任されたときは、当該役員には退職手当は支給しない。

（遺族の範囲及び順位）

- 第11条 第8条に規定する遺族は、次の各号に掲げる者とする。
- 一 配偶者（婚姻の届出をしないが、役員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
  - 二 子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹で役員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持してい

たもの

三 前号に掲げる者の外、役員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族

四 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しないもの

2 前項に掲げる者が退職手当を受ける順位は、前項各号の順位により、第2号及び第4号に掲げる者のうちにあつては、同号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。

3 退職手当を受けるべき同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によって等分して支給する。

(遺族からの排除)

第12条 次に掲げる者は、退職手当の支給を受けることができる遺族としない。

一 役員を故意に死亡させた者

二 役員の死亡前に、当該役員の死亡によって退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

(端数の処理)

第13条 この規則の定めるところにより計算された金額に1円未満の端数が生じたときは切捨てるものとする。

(実施に関し必要な事項)

第14条 退職手当の支給手続その他この規則の実施に関し必要な事項は、職員退職手当規則の例に準ずるものとする。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年3月19日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規則は、平成25年1月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 改正後の第2条中「100分の10.875」とあるのは、平成25年1月1日から同年9月30日までの間においては「100分の12.25」と、同年10月1日から平成26年6月30日までの間においては「100分の11.5」とする。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。